

「不妊に悩む方への特定治療支援事業」申請の手引き(申請案内)



□ 不妊に悩む方への特定治療支援事業とは？

子どもの出生を望んでいるにもかかわらず、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又極めて少ないと医師に診断されている夫婦に対して、高額な医療費がかかる体外受精・顕微授精（以下「特定不妊治療」といいます）に要する費用の一部を助成する制度です。

★助成金の支給には、いくつかの要件を満たす必要があります。この手引きをよくお読みいただき、要件を確認してから書類の入手を行うようお願いします。

★申請期限は、「治療が終了した日の属する年度の末日(3月31日)」または、「治療が終了した日から3か月が経過する日」のいずれか遅いほうです。具体例は、『助成申請のQ&A』のQ4をご参照ください。

(※治療が終了した日とは、妊娠の確認の日(妊娠の有無は問いません)又は医師の判断によりやむを得ず治療を終了した日)

★郵送での受付もおこなっています。

1 助成対象者 次の要件のすべてを満たす方に助成します

- ① 申請日現在、豊中市に住所を有し、治療開始時点で法律上の婚姻または事実婚の夫婦。
- ② 指定医療機関において特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に判断され、特定不妊治療を受けて終了していること。
- ③ 治療開始時点で、妻の年齢が43歳未満であること。
- ④ 都道府県、政令指定都市もしくは中核市が実施する特定不妊治療の助成（国の制度に基づく助成制度）を規定回数以上受けていないこと。
- ⑤ 次にあげる治療法でないこと。
 - (ア) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による医療行為。
 - (イ) 代理母（夫の精子を妻以外の子宮に医学的な方法で注入して、妊娠・出産してもらい、その子どもを当該夫婦の子どもとする。）
 - (ウ) 借り腹（夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの。）

2 指定医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
園田桃代ARTクリニック	豊中市新千里東町1-5-3 千里朝日阪急ビル3F	06-6155-1511
医療法人たまごクリニック	豊中市曽根西町1-9-20 メゾンドファミリーユ1F	06-4865-7017

※ 上記以外の豊中市外に住所を有する医療機関については、その所在地を管轄する都道府県もしくは政令指定都市、中核市の指定を受けていれば、豊中市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施指定医療機関と見なし、助成の対象とします。

3 助成内容

(1) 助成金額

○ 助成金額は、治療ステージごとに下表の金額を上限とします。

(助成金の上限一覧)

治療ステージ	治療内容	1回の治療に対する助成上限額
A	新鮮胚移植を実施	30万円
B	採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施 (採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)	30万円
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	10万円
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	30万円
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止	30万円
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	10万円
男性不妊治療	採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を終了した場合のみ単独申請が可能	30万円

(2) 助成回数

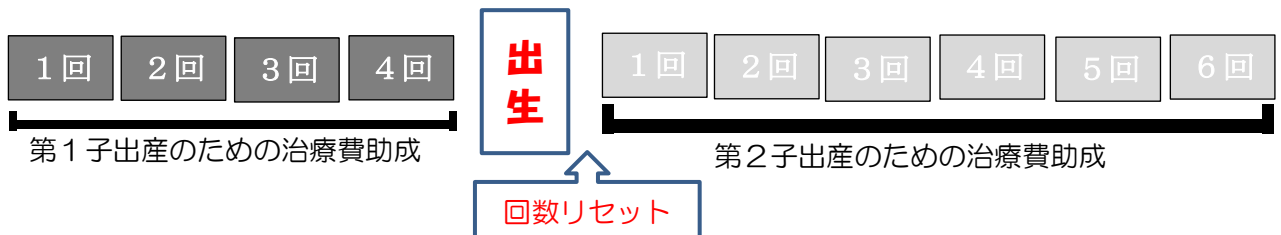
助成制度の利用後に、出産された場合（自然妊娠や自費治療も含む）は助成回数をリセットします（妊娠12週以降の死産も含みます）。この場合申請には別途書類が必要になります。リセット後の助成回数の上限は、助成回数のリセットが行われた時点以降に初めて治療を開始する際の妻の年齢で判断します。

初めて助成を受けた治療の開始日の妻の年齢	通算助成回数
40歳未満	妻が43歳になるまでに通算6回まで
40歳以上 43歳未満	妻が43歳になるまでに通算3回まで
43歳以上	助成の対象外

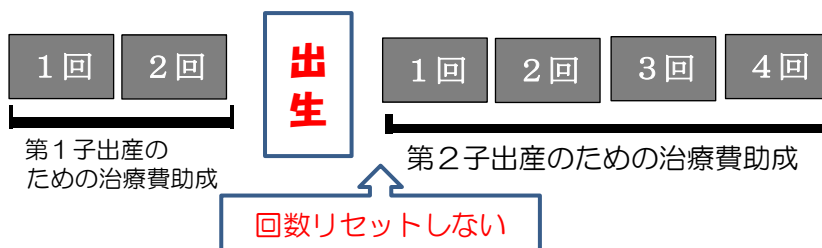
※ 他の都道府県、政令指定都市及び中核市で実施する助成事業から助成を受けた回数も通算回数に含まれます。

【助成回数リセットの例】

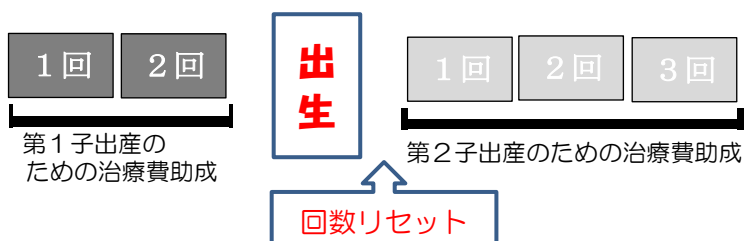
- ① 初回の治療開始時の妻の年齢が40歳未満 第2子以降のための治療開始時の妻年齢が40歳未満



- ② 初回の治療開始時の妻の年齢が40歳未満 第2子以降のための治療開始時の妻年齢が40歳以上



- ③ 初回の治療開始時の妻の年齢が40歳以上 第2子以降のための治療開始時の妻年齢が40歳以上



※リセットを希望される場合は、別途書類の提出が必要です。

出生によるリセットの場合：戸籍謄本（出生子記載のもの）

死産によるリセットの場合：母子健康手帳のP14「出産の状態」のページの写し
又は死産届の写し

4 助成金の申請方法

(1) 申請者

不妊治療を受けている夫婦のうち夫又は妻（申請書の窓口への持参は、代理人でも可能です）

(2) 申請

窓口受付 豊中市立中部保健センター（豊中市すこやかプラザ内）
 郵送受付 ホームページを参照のうえ、簡易書留・特定記録郵便等で郵送ください。

(3) 申請期限

治療が終了した日の属する年度の末日（3月31日）もしくは治療終了日から3か月が経過した日のいずれか遅い日が期限です。具体例はQ&AのA4をご参照ください。

(4) 必要書類

下記の書類を全て揃えて申請してください。

①	豊中市不妊に悩む方への 特定治療支援事業申請書	裏面の注意書きをよく読んで記入・押印してください。 ※申請書の記入には、消せるボールペン・修正テープ等を使用しないでください。
②	豊中市不妊に悩む方への 特定治療支援事業受診等証明書	治療が終了してから、受診した指定医療機関で証明を受けてください。 男性不妊治療を受けられた場合は、別途、男性不妊治療用の証明書が必要です。 ※受診等証明書の作成には、各医療機関が定める文書作成料が必要となる場合があります。
③	豊中市内に住所を有していることを 証する書類（コピー不可）	世帯全員の住民票 ※発行日から3か月以内のもので続柄の入ったものをご用意ください。
④	治療開始時点で 両人の関係（法律上の夫婦または事実婚） を証する書類 （コピー不可）	戸籍謄本（全部事項証明） ※発行日から3か月以内のものをご用意ください。 ※豊中市に初めて申請する時のみ必要です。
⑤	事実婚関係に関する申立書	事実婚の場合のみ
⑥	特定不妊治療に要した 費用の領収書（コピー可）	②の「受診等証明書」に証明を受けた金額・治療期間分のものをすべて。
⑦	振込先の確認書類	振込口座の通帳（表紙をめくった1ページ目）またはキャッシュカードのコピー

※ 新型コロナウイルス感染拡大における取扱い特例について

年齢要件の特例として申請される方は、課税証明などの所得証明の提出が必要です。

○所得要件（夫婦の所得が730万未満）を満たしていない場合は特例の対象外となります。

○事実婚は対象外です。

（年齢特例とは）

令和2年度に、新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期した場合、次のとおり年齢要件を緩和します。

①「治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること」について、令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳で、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した場合は、妻の年齢が44歳に到達する日の前日まで補助の対象とします。

②初回申請時の治療開始日の妻の年齢について、令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳で、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した場合については、治療開始日の妻の年齢が41歳未満であるときは、通算補助回数を6回とします。

(5) 助成金の支給等

申請書類の審査の結果、適正であると判断された場合は、申請者に承認通知をするとともに、申請書記載の口座に振込みをします。また、要件に該当しないなど助成金を支給できない場合は、申請者に対し理由を付した不承認通知を送付します。

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する説明

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、支援事業の成果を把握し、今後の支援事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することによりわが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、支援事業を実施する都道府県・政令指定市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県等も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、(社)日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなくプライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

〔報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。〕

- | | |
|-----------------|--------------|
| I 治療から妊娠まで | II 妊娠から出産まで |
| (1) 患者（女性）の年齢 | (4) 妊娠・出産の状況 |
| (2) 不妊の原因 | (5) 生まれた子の状況 |
| (3) 治療の内容、妊娠の有無 | |

助成申請のQ&A

Q1 途中で治療を中断した場合も助成されますか？

A1 行った（予定していた）治療が特定不妊治療であり、採卵したが卵が得られなかった時、受精しなかった時、胚分割がとまった時、分割胚のグレードが低く移植に適さなかった時、母体保護のためなどで、医師の判断による中断の場合は、助成の対象としますが、採卵を行う前に中止となった場合は、助成対象外となります。

Q2 配偶者は別のところに住んでいますが、助成されますか？

A2 ご夫婦の本拠地としてどちらかが、豊中市内に住所を有するのであれば、必ずしも同居である必要はありません。

Q3 市外にある病院で特定不妊治療を受けましたが、助成されますか？

A3 他府県にある病院でも、その所在地を管轄する都道府県もしくは政令指定都市・中核市の指定医療機関であれば助成の対象となります。豊中市以外の指定医療機関の情報については、都道府県等のホームページでご確認ください。

Q4 申請期限はいつまでですか？

A4 申請期限は下記のいずれか遅い日です。

①その治療が終了した日の属する年度の末日（3月31日）

②治療が終了した日から3か月を経過する日

（例）2月15日が治療終了日の場合…①は「3月31日」

②は「5月14日」→ ②の方が遅い日であるため、

5月14日が申請期限となります。

Q5 前年度に採卵、体外受精・凍結した胚を（例えば）6月に移植する治療を受けた場合は本年度の助成対象になりますか？

A5 治療の開始時期は、第一義的には、治療した医師の判断になりますが、「採卵や受精」と「着床を目的とする胚移植」は、別の治療行為として差し支えありません。したがって、医師が本年度の6月を治療の開始日として受診証明書を作成すれば、助成の対象となります。

Q6 男性不妊治療のみの申請は認められますか？

A6 男性不妊治療への助成は、特定不妊治療を行う過程において男性不妊治療を行った場合を対象とするものであるため、原則として男性不妊治療単独での助成はできません。ただし「主治医の治療方針に基づき、前述の過程において採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できず治療が終了した場合」に限り、男性不妊治療のみでも申請できます。→この場合の助成は通算助成回数としてカウントします。

Q7 助成金は、申請してからどのくらいの期間で支給されますか？

A7 申請書記載内容、受診等証明書類に問題がなければ、約2か月程度で支給できる見込みです。初回申請及び年度末は、通常よりお時間がかかります。

※ 年度末は申請が集中するため、医療機関での証明書の発行に時間がかかることもあります。治療が終了したら、早めに申請いただくようお願いします。
申請期限についてのご質問がありましたら、下記の窓口までお願いします

◆その他のご質問やお問い合わせは、下記の申請窓口までお願いします。

<お問合せ・申請窓口>

豊中市保健所 母子保健課 中部母子保健係（中部保健センター内）

〒560-0023 豊中市岡上の町2丁目1番15号 豊中市すこやかプラザ1階

電話：06-6858-2800